

### 3 感染予防等に配慮した受診行動の呼びかけと相談対応 (保健所等における患者のふるい分け)

#### ※ポイント※

インフルエンザ(H5N1)の発生初期(フェーズ3～フェーズ5)の段階においては、患者を早期に探知することにより、患者の早期治療、迅速的確な封じ込めにより感染拡大を可能な限り阻止することとし、原則、入院治療を前提として第2種感染症指定医療機関(陰圧個室)において医療を提供する。(要観察例については、任意で入院を勧奨する。)

#### (1) 県民等への情報提供と協力要請

薬事衛生課、保健所及び保健環境科学研究所は、県民等に対して、インフルエンザ(H5N1)の発生状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、インフルエンザ(H5N1)の感染が疑われる者等に対して、マスクの着用、受診前に最寄りの保健所又は医療機関へ電話で相談すること等必要な情報提供を積極的に行う。

うがい、手洗い、咳エチケット等、一般的なインフルエンザの予防対策についても、広報等を通じて啓発する。

薬事衛生課は、国からの通知、ガイドライン及び関係マニュアル等について、県医師会、各郡・市医師会、医療機関、保健所、保健環境科学研究所等関係機関へ周知を図る。

医療機関は、玄関、外来窓口等にインフルエンザ(H5N1)への医療提供体制を説明する掲示を行い、インフルエンザ(H5N1)の感染の疑いがある者は、受診前に電話で相談するよう周知を図る。

#### (2) 要観察例等の探知と患者のふるい分けによる受診勧奨

##### 1) 保健所の対応

###### □インフルエンザ(H5N1)の感染の疑いがある者からの相談を受けた場合

保健所は、別添5「インフルエンザ(H5N1)相談記録票」により必要事項を聞き取り、要観察例の定義を満たす患者については、第2種感染症指定医療機関への受診を勧奨するとともに、当該医療機関と具体的受診方法について調整を図り、相談者に対して咳エチケット<sup>※1</sup>、感染予防に配慮した受診方法<sup>※2</sup>、受診窓口の場所、受診時間等について説明・指導する。

なお、症例定義に該当しない場合は、かかりつけ医を受診するよう伝える。

###### □一般の医療機関から要観察例の定義を満たす患者についての連絡を受けた場合

保健所は、別添5「インフルエンザ(H5N1)相談記録票」により必要事項を聞き取り、要観察例の定義を満たす患者の第2種感染症指定医療機関への受診にあたり、具体的受診方法について関係者間の調整を図り、当該者に対して咳エチケット<sup>※1</sup>、感染予防に配慮した受診方法<sup>※2</sup>、受診窓口の場所、時間等について説明・指導する。

###### □第2種感染症指定医療機関から要観察例の定義を満たす者についての連絡を受けた場合

保健所は、別添5「インフルエンザ(H5N1)相談記録票」により必要事項を聞き取り、要観察例の定義を満たす患者の第2種感染症指定医療機関への受診にあたり、患者搬送、検査等必要な事項について関係者間の調整を図る。

保健所は、上記により、要観察例の定義を満たす者の発生を探知した場合、薬事衛生課へその旨連絡する。

●→P31 別添5「インフルエンザ(H5N1)相談記録票」を参照

## 2) 一般の医療機関の対応

一般の医療機関は、インフルエンザ(H5N1)の感染の疑いがある者からの相談を受けた場合又はインフルエンザ(H5N1)の感染の疑いがあるにもかかわらずやむを得ず事前の連絡なしに当該医療機関を直接受診した場合は、要観察例の定義を満たす患者かどうか必要事項を確認する。要観察例の定義を満たす患者と判明した場合は、直ちに最寄りの保健所へ連絡し、第2種感染症指定医療機関への具体的受診方法等について、保健所と調整を図るとともに、本人に対しては保健所からの連絡、指導を待つよう伝える。

また、要観察例の定義を満たす患者がやむを得ず事前の連絡なしに当該医療機関を直接受診した場合は、その後のまん延防止に係る対応(必要箇所の消毒、積極的疫学調査等)についても、保健所と十分な連携を図りながら対応する。

なお、要観察例の症例定義に該当しない場合は、通常の診療を行う。

## 3) 第2種感染症指定医療機関の対応

第2種感染症指定医療機関は、インフルエンザ(H5N1)の感染の疑いがある者からの相談を受けた場合、要観察例の定義を満たす患者かどうか必要事項を確認し、該当する場合は、本人に対して受診方法(咳エチケット※1、感染予防に配慮した受診方法※2、受診窓口の場所、時間等)を説明する。

また、直ちに最寄りの保健所へ連絡し、患者搬送、検査対応等について必要な調整を図る。

インフルエンザ(H5N1)の感染の疑いがある者がやむを得ず事前の連絡なしに当該医療機関を直接受診した場合は、要観察例の定義を満たす患者かどうか必要事項を確認し、該当する場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡し、診療・検査対応等にあたって必要な調整を図る。

また、その後のまん延防止に係る対応(必要箇所の消毒、積極的疫学調査等)についても、保健所と十分な連携を図りながら対応する。

## 4) 薬事衛生課の対応

保健所から要観察例の定義を満たす者の発生について連絡があった場合、薬事衛生課は府内関係各課、保健環境科学研究所等関係機関への報告及び情報提供を行う。

患者搬送をする事例については、搬送車の運転業務について委託業者へ連絡し、運行に係る調整を行う。

### 【※1】咳エチケット――

インフルエンザ(H5N1)患者やそれが疑われる患者に対しては、

- ① 咳やくしゃみをする際にはティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけ、  
1m以上離れる
- ② 呼吸器分泌物を含んだティッシュを、すぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える
- ③ 咳をしている人にサージカルマスクの着用を促す
- ④ 咳やくしゃみを手で覆ったら、手を洗う

といったいわゆる咳エチケットの励行を勧めることにより、有効な感染対策が実現する。

### 【※2】感染予防に配慮した受診方法――

第2種感染症指定医療機関の受診にあたり、本人又は家族等に対しては、まん延防止のため公共交通機関は利用せず、原則、本人又は家族等の責任により自家用車を利用する等感染防止上安全な交通手段を確保するよう指導する。

なお、感染防止上安全な交通手段を確保することができないと判断される場合は、任意対応として保健所が当該要観察例について、第2種感染症指定医療機関への搬送を行う。

但し、人命救助の観点から救急搬送が必要と考えられる場合は、保健所は、関係消防本部に状況を説明して救急車両による搬送を依頼し協力を求めるとともに、薬事衛生課あてその旨連絡する。